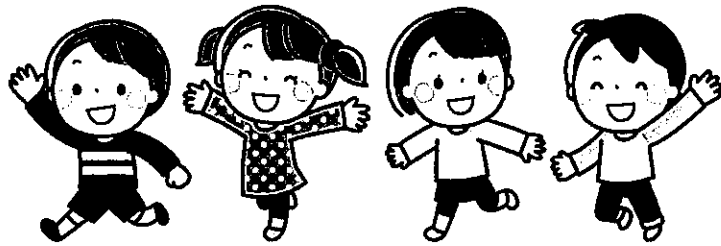


令和 6 年度
あづま保育園 重要事項説明書
(入園のしおり)



社会福祉法人 北信福祉会

あづま保育園 別紙説明書

運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 北信福祉会
事業者の所在地	〒960-0112 福島市南矢野目字才ノ後 6 番 2
事業者の連絡先	024-552-2466
代表者氏名	理事長 上西 和子
あづま保育園	園長 加藤 真佐子

(1) 職員体制 (2024 年 4 月 1 日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	
主任保育士	1 人	1 人	0 人	
副主任保育士	1 人	1 人	0 人	
リーダー保育士	2 人	2 人	0 人	
保育士	23 人	18 人	5 人	含：一時預かり職員・育休職員・兼務職員
看護師	2 人	1 人	1 人	病児保育担当
管理栄養士	1 人	1 人	0 人	
調理師（員）	1 人	1 人	0 人	
事務員	1 人	1 人	0 人	
計	33 人	27 人	6 人	

(2) 開所時間及び保育時間について

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する内容	月曜日から土曜日まで	
開所時間	月～金曜日	7 時 00 分～19 時 00 分
	土曜日	7 時 00 分～19 時 00 分
保育時間	保育標準時間	7 時 00 分～18 時 00 分（11 時間）
	保育短時間	8 時 30 分～16 時 30 分（8 時間）

延長保育	保育標準時間	朝：該当なし 夕：18時00分～19時00分
	保育短時間	朝：7時00分～8時30分 夕：16時30分～19時00分
休業日	日曜日・祝日・休日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

（3）費用徴収等

利用者負担項目	内 容		
給食費（3歳以上児） うさぎ組（3歳児） きりん組（4歳児） ぞう組（5歳児）	副食費	1ヶ月	5,000円
	主食費	1ヶ月	1,000円
全園児対象	スポーツ振興センター	1年当たり	240円
	保育用品代	※別途資料1参照 ※価格変動により差替えとする	
	延長保育利用料 ※保育標準時間の場合	18:00～18:30	100円
		18:00～19:00	200円
		月極 18:00～18:30	1,500円
		月極 18:00～19:00	2,500円
	延長保育利用料 ※保育短時間の場合	7:00～8:30 利用	300円
		16:30～18:00 利用	300円
		18:00～19:00 利用	200円
	病児保育利用料	1時間経過後 1時間毎	200円
その他	保護者会費	1ヶ月	400円

※3歳以上児の給食費（副食費・主食費）、延長保育利用料の徴収は口座引き落としとさせていただきます。

※令和5年度は、市補助金の申請をした為、副食費5,000円のうち1,700円減額して請求させて頂きました。令和6年度については、未定です。

(4) 提供する特定教育・保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等にに応じて、保育を提供します。

(5) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
健康・衛生について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園で発熱やひどい咳、嘔吐、下痢等の症状がある場合には、全身状態を考慮しながら連絡をさせていただきます。 ・ 感染の恐れのある病気にかかった場合は、必ず保育園に連絡してください。また、完治後は医師に確認をしていただき、医師の意見書を提出していただく事になります。意見書につきましては、感染症の種類により、医師記入のものと、保護者記入のものがあります。 <p>※感染症については意見書参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種は機会を逃さず予定を立てながら受けるようにしましょう。また、接種後はその旨をお知らせください。
土曜保育について	<p>◎当園の保育提供日は平日月曜日～土曜日です。但し、土曜日は保護者の方の休みが多いため、登園児数も平日より少ない利用となっております。給食食材発注のため保護者の方より「土曜日の出欠状況調書」をご提出いただきます。</p> <p>※提出期限：「土曜日の出欠状況調書」前月 25 日まで。</p> <p>※土曜保育の利用がなくなった場合は、速やかに保育園までご連絡ください。</p>
延長保育について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の方の就労時間、通勤時間等を考慮し、延長して保育が必要となるお子様に限り延長保育をご利用いただけます。 ・ 延長保育を希望される方は、「延長保育適用申込書」をご記入のうえ提出してください。 ・ なお、月極延長保育の開始・停止については、申込をした月の翌月からとなります。 <p>※時間、利用料金等詳細については(3)をご参照ください。</p>
病児保育について	<p>◎お子さまが保育中に発熱等の体調不良となり、保護者のかたに迎えに来ていただくまでの間、病児室にて看護師が付き添い、お子さまをお預かりいたします。</p> <p><対象児></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感冒・消化不良症状などの、日常的に罹患する恐れのある疾患により体調不良となった園児。 → 感染する恐れのある疾患や、疾患の程度が重い場合は、別対応となる場合があります。 <p>◎病児保育を利用しようとする場合、あらかじめ事業利用登録書（様式第1号）を園長に提出して頂きます。</p>

	<p><料金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・200円/1時間 <p>※電話にて体調不良等のご連絡を入れ、保護者の方の承諾を得てから病児保育に切り替えます。</p> <p>※電話連絡後の1時間後から、料金が発生します。</p>
利用上の留意登録情報に変更があった場合	<p>◎以下の内容に変更があった場合は速やかにお知らせください。</p> <p>①勤務先の変更が発生した場合（転職・退職・求職等）</p> <p>②転居した、家族の増減があった、家族の状況に変更が生じた場合（同居・婚姻・離婚・出産・死亡・各種手帳の交付等）</p> <p>③妊娠した場合、産休・育休を取得した場合</p> <p>④転職や育休により保育時間に変更になる場合（標準⇄短時間）</p> <p>※①～④については変更届の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職した場合、2ヶ月の間に再就職する事が原則となります。 ・転園、退園を希望される場合は、園長までお知らせください。
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると福島市が認めたとき ・その他、利用継続に重大な支障又は困難が生じたとき

(6) 嘱託医

医療機関の名称	いがらしキッズクリニック
医院長名	五十嵐 悦雄
所在地	福島市三河南町1-15
電話番号	024-563-7686

(7) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(8) 嘱託歯科医

医療機関の名称	すがいデンタルクリニック
医院長名	菅井 秀樹
所在地	福島市八島田字琵琶淵82
電話番号	024-555-5080

(9) 非常災害対策

防火管理者	齋藤 小百合
消防計画届出年月日	令和 6 年 3 月 2 9 日
避難訓練	<ul style="list-style-type: none">・毎月 1 回 各種災害（火災・地震・風雪水害・台風・不審者等）を想定した訓練、消火器訓練の実施・年 1 回消防署員立ち合い訓練実施（総合訓練）・年 1 回警察署員より不審者についての訓練指導実施・BCP 自然災害訓練
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	<ul style="list-style-type: none">・第一避難場所：保育園園庭（園舎南側）・第二避難場所：園舎前駐車場（園舎北側）・園外避難場所：職員駐車場（園舎北側道路向かい側）・広域避難：福島市立野田小学校 福島市立野田中学校 吾妻学習センター
緊急時の連絡手段	電話、コドモン連絡網、学習センター施設への掲示等

管轄する消防署】

消防署名	福島消防署 西出張所
所在地	福島市上野寺字辻 48-2
電話番号	024-591-4628

【管轄する警察署】

警察署名	福島警察署 八島田駐在所
所在地	福島市八島田字東本庄 1
電話番号	024-557-1548

(10) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	加藤 真佐子 山田 瑠菜	園長 主任保育士
相談・苦情解決責任者	阿部 律子	ほくしん保育園園長
第三者委員	新家 淳子	024-558-0740
		元伊達市スクールカウンセラー
	山崎 康子	024-573-9724
		元須賀川支援学校郡山校教頭

【要望・苦情等への対応方法】

- (1) 苦情は、面接・電話・書面などにより受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接苦情を申し出る事も出来ます。
- (2) 苦情受付の報告・確認
苦情受付担当者が受け付けた苦情は苦情解決責任者と第三者委員に報告します。第三者委員は、苦情の内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。
- (3) 苦情解決の為の話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち合いを求める事が出来ます。尚、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。
- ①第三者委員による苦情内容の確認
 - ②第三者委員による解決案の調整・助言
 - ③話し合いの結果や改善事項等の確認
- (4) 当法人内では解決できない苦情は、福島県社会福祉協議会に設置された福島県運営適正化委員会苦情解決部会
事務局：福島市渡利字七社宮 111 024-523-1251 に申立てる事が出来ます。

(1 1) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	①保育園総合保険制度（保育園負担） ②日本スポーツ振興センター災害共済給付（保護者・保育園負担）
保険の内容	・保育園児等傷害保険（負傷・疾病・障害・死亡等） ・主催行事参加者傷害保険 ・自動車搭乗中傷害保険 ・保育園賠償責任保険 等

(1 2) 個人情報の取り扱い

- (1) 特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- (2) 個人情報の取り扱いについて関係法令及び個人情報保護委員会「個人情報に関する法律についてのガイドライン」及び当法人「個人情報に関する基本方針」を遵守し、適切な取り扱いを行います。
- (3) 個人情報相談窓口は当園主任保育士とします。

(1 3) 虐待の防止のための措置

(1) 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講じます。

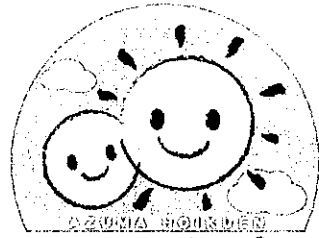
- ①人権の擁護・虐待の防止に関する必要な体制の整備
- ②職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止。
- ③虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施。
- ④その他虐待防止のために必要な措置。

(2) 虐待等の行為とは、「児童福祉法」第33条第10項各号に規定する行為をいう。

(3) 保育中に当園の職員または養育者(子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待防止法に従い、福島市幼稚園・保育課や児童相談所等の行政機関に通告します。

メモ





あづま保育園